



平成27年1月1日から相続税が改正されました
基礎控除が減額された場合の例を計算してみてください。



①基礎控除の金額が60%に減額されます。基礎控除が大きく減額されるため、相続税の申告が必要となる人の割合が多くなることでしょう。

改正前

$5,000万円 + (1,000万円 \times \text{法定相続人の人数})$

改正後

$3,000万円 + (600万円 \times \text{法定相続人の人数})$

例：相続財産 生命保険の死亡保険金 5,000万円 預貯金 1,000万円
相続人 妻と子供1人

改正前

相続財産：死亡保険金4,000万円(※) + 預貯金1,000万円
=5,000万円

基礎控除 = $5,000万円 + (1,000万円 \times 2人) = 7,000万円$

相続財産が基礎控除より少ないから相続税はかかりません。

※死亡保険金には一定の金額が非課税になります。その金額は500万円×法定相続人の人数です。従って相続財産は死亡保険金5,000万円 - (500万円×2人) = 4,000万円になります。

改正前

基礎控除 = $3,000万円 + (600万円 \times 2人) = 4,200万円$

$5,000万円 - 4,200万円 = 800万円$ に相続税がかかります。



Q

税率構造が改正されました。その内容を教えてください



A

以下のように改正されることになりました。税区分が6段階から8段階に細分化され、最高税率が50%から55%になりました。

2億円超部分は増税になります。

改正前		
法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円



改正後		
法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

取得金額 3 億円の場合

改正前 = 3 億円 × 40% - 1,700万円 = 10,300万円

改正後 = 3 億円 × 45% - 2,700万円 = 10,800万円



小規模宅地の特例が改正されました。その内容について教えてください。



被相続人が居住用に使用していた土地を相続する場合にその土地の評価額を80%に減額できます。改正により評価の減額が行われる面積が240㎡から330㎡に拡大しました。

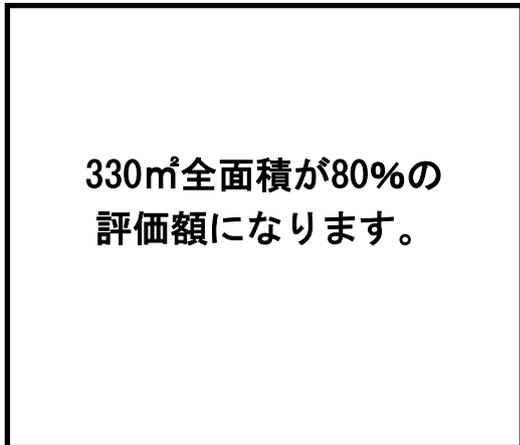
改正前



全体が330㎡の土地

相続税評価額の路線価が
1㎡あたり500,000円。
●240㎡までの評価額
相続評価額
=500,000円×20%×240㎡
=2,400万円
●残り60㎡の評価額
相続評価額
=500,000円×90㎡=4,500万円
合計：6,900万円になります。

改正後



全体が330㎡の土地

相続税評価額の路線価が
1㎡あたり500,000円。
●330㎡までの評価額
相続評価額
=500,000円×20%×330㎡
=3,300万円



未成年者控除と障害者控除の控除額が改正されました。その内容を教えてください。



未成年者控除(※)は、改正前は20歳までの1年につき6万円だったのが、改正後は20歳までの1年につき10万円に増額されました。

改正前

計算例：相続人が15歳の場合。 $20歳 - 15歳 = 5歳$
 $6万円 \times 5歳 = 30万円$

改正後

計算例：相続人が16歳の場合。 $20歳 - 15歳 = 5歳$
 $10万円 \times 5歳 = 50万円$

※未成年者控除とは：相続人が未成年者の場合に相続税額から一定の金額が控除されることです。

障害者控除(※)は、85歳までの1年につき6万円だったのが、改正後は85歳までの1年につき10万円に増額されました。

改正前

計算例：相続人が30歳の場合。 $85歳 - 30歳 = 55歳$
 $6万円 \times 55歳 = 330万円$

改正後

計算例：相続人が30歳の場合。 $85歳 - 30歳 = 55歳$
 $10万円 \times 55歳 = 550万円$

※障害者控除とは：相続人が85歳未満で障害者である場合に相続税額から一定の金額が控除されることです。